

農業委員会からのお知らせ

耕作放棄地の非農地申請を受け付けています

登記上では農地（田、畑等）でありながら、耕作放棄され林地化、原野化するなど農地の状態に復旧できないものについて、現在非農

地認定申請を受け付けています。

この「遊休農地の発生防止・解消対策強化推進要領」による非農地申請は、**平成24年3月31日**が受付期限となつていきますので、申請される方は期限内に農業委員会または各総合支所地域産業課で申請の手続きを行ってください。

農地の売買・転用は許可が必要です

○耕作目的での売買、贈与または貸し借りする場合：3条申請

農地を耕作目的で売買や贈与または貸し借りをするときは、農業委員会の許可が必要です。許可を受けずに行つた売買等は法的に無効であり、所有権移転の登記ができません。なお、資産保有や投資目的の売買、また農地を取得する適格者（自ら耕作する面積が申請地を含めて50アール以上）でない場合には許可されません。

○自分名義の農地を転用する場合：4条申請

○他人名義の農地を買つて、または借りて転用する場合：5条申請

農地の転用とは、農地を住宅用地、車庫用地、工場用地、倉庫用地、資材置場、駐車場、山林など農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て都道府県知事の許可が必要です。

○一時転用：4条、5条申請と同様の扱い

一時的に資材置場や駐車場、工事仮設事務所用地、工事用残土置場用地などにする場合も農地転用となり、農業委員会を経て都道府県知事の許可が必要です。

※現行法では個人による墓地への転用は認められていません。

問い合わせ

国東市農業委員会

☎0978-72-5176

生活污水は公共下水道、合併浄化槽で！

「国東の豊かな自然を守るために・・・」

家庭や事業所などで出された水がそのまま流れていくと、排水路では異臭が発生し、川や海は汚れてしまいます。

市では魚たちが群れ泳ぎトンボや蜚が飛び交う本来の美しい川や海を取り戻すために、また、異臭により周囲に迷惑をかけないために、下水道や合併浄化槽を整備し環境の改善を図る取り組みを行っています。

下水道の整備済みの地域の方は、速やかに下水道への接続を、そのほかの地域の方は合併浄化槽への取り替えを行い、汚水をきれいな水に変えて排水路や川や海に流し、美しい自然を守る住みやすいまちづくりにご協力をお願いします。

下水道の使用には必ず届出が必要です！

家庭や事業所で下水道工事を行う時は、利用者は市に排水設備の新設計画の確認申請をすることが義務付けられています。

利用者が申告を怠つた場合、無断使用となります（汚水は下水道に流しているが、下水道料金は支払っていない状態）。これは違法行為ですので心当たりのある方は、早急に上下水道課または最寄りの総合支所地域建設課にご相談ください。

下水道は公共の施設です。ルールを守り、正しく使しましょう！

○問い合わせ

上下水道課

☎0978-72-5197

国見総合支所 地域建設課

☎0978-82-1114

武蔵総合支所 地域建設課

☎0978-68-1197

安岐総合支所 地域建設課

☎0978-67-1119



国東市住民基本台帳人口 A(人)	32,397
污水处理人口 B(人)	21,373
污水处理人口普及率 B/A(%)	65.97
水洗化人口 C(人)	15,737
水洗化率 C/B(%)	73.63

(平成23年3月31日現在)

国東市の污水处理の普及状況をお知らせします